

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税規定」の創設

CBCA NEWS Vol. 15「平成 27 年度税制改正のポイント」でも少し触れましたが、今年度の税制改正の目玉として創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税規定」について、今回ピックアップします。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税規定

【制度の概要】

- ① 祖父母や両親（贈与者）は、20 歳以上 50 歳未満の子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに 1,000 万円（※）までを非課税とする。（※結婚関係で支払われるものについては 300 万円を限度とする。）
- ② 子や孫が 50 歳に達する日に口座等は終了。終了時に、使い残しがあれば、贈与税を課税。
- ③ 終了前に贈与者が死亡した時に、使い残しがあれば、贈与者の相続財産に加算。
- ④ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間の措置。

この制度を創設した背景として内閣府は、「将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するため、本制度を創設するものである。」としています。つまり、お金の心配を取り払うことで、若者の結婚・出産・子育てを促進し、ひいては少子化対策につなげようとするものです。

非課税対象となる「結婚・子育て資金」について詳しくは、次項をご参照いただきますが、かなり広範囲の費用が認められており、少子化対策に注力する政府の姿勢が感じられます。

ただし、②にあるように、使い切れなかった贈与残金には贈与税が課税されます。また、③にあるように、途中で贈与者が死亡した時の贈与残金は相続税の対象として扱われます。いずれも注意が必要です。

さて、本制度はどの程度の浸透が期待できるのでしょうか。

先行する「孫への教育資金贈与」の場合は、既に孫がいて、今後どのくらいの教育資金が必要かといった、資金計画の立てやすい現実的な必要性が制度の普及を促しています。

一方、「結婚・子育て資金の贈与」の場合、結婚目前の子・孫がいる場合は一定の効果が見込まれるでしょう。一方、まだ結婚するかどうか分からない子・孫の場合や、将来生まれてくるかどうか分からない子供のために、贈与を決める祖父母や両親がどの程度出てくるのか、注目されるようです。

【注】

「結婚・子育て資金」とは、

(1) 受贈者の結婚に際して支出する費用

- ① 挙式や結婚披露宴を開催するために要する挙式代、会場費など（入籍日の1年前以後に支払われたものに限る。）
- ② 結婚を機に移り住むものとして、新たに借りた物件にかかる家賃、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、契約更新料（入籍日の1年前後以内に締結した賃貸借契約に関するものに限る。また、当該契約締結日から3年を経過する日までに支払われたものが対象となる。）
- ③ 結婚を機に移り住む住居先に転居するための引っ越し代（入籍日の1年前後以内に行ったものに限る。）

(2) 受贈者（当該受贈者の配偶者を含む。）の妊娠、出産又は育児に要する費用

① 妊娠に要する費用

- イ 人工授精など不妊治療に要する費用
- ロ 妊婦健診に要する費用

② 出産に要する費用

- イ 分娩費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料及び産科医療補償制度掛金など出産のための入院から退院までに要する費用
- ロ 出産後1年以内に支払われた産後ケアに要する費用（6泊分又は7回分に限る。）

③ 育児に要する費用

- イ 未就学児の子の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品（処方箋に基づくものに限る。）に要する費用
- ロ 保育園、幼稚園、認定こども園、ベビーシッター業者等へ支払う入園料、保育料、施設設備費、入園試験の検定料、行事への参加や食事の提供など育児に伴って必要となる費用

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先